

事務連絡
令和7年4月10日

障害福祉事業 代表者 殿

奈良県福祉保険部障害課長

「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業」補助金に係る要望調査（照会）

平素は、本県障害福祉行政の推進にご理解とご協力いただき、厚くお礼申し上げます。さて、標記につきまして、要望調査を実施しますので、補助金の交付申請をお考えの事業者については、下記のとおりデータの提出をお願いします。

なお、今回はあくまで要望調査であり、提出された事業者全てに本事業による補助を実施することを確約するものではありませんので、あらかじめご了承ください。補助対象となった事業者には、当課から改めてご連絡いたします。

※奈良市指定の事業所は補助対象外となりますので、詳細は奈良市障がい福祉課へお問合せください。

記

1. 提出データ：補助金を要望する事業の「事業計画書」、「積算内訳書」、及びこれに係る複数社の見積書、製品のパンフレット等
※メールでご提出ください。
※メールには担当者名、電話番号をご記載ください。

2. 提出先：奈良県障害福祉課総務・施設係
提出先メールアドレス：syogai@office.pref.nara.lg.jp

3. 提出期限：令和7年5月9日（金）午後5時（必着）
（上記期限後に受理した計画は選考対象外となります。）

4. 留意事項：

【共通】

- ①本事業の補助率は、補助対象額の3/4（＝事業者負担率1/4）です。
- ②国要綱「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業実施要綱」の内容をよく確認したうえでご提出ください。
- ③限度額は国要綱等で定められているもので県予算の上限により補助ができない場合があります。

- ④本事業完了後には、当該事業に係る実績報告書及び精算内訳書により、事業完了年度の翌年度の4月末日までに報告を求める予定です。
- ⑤本事業により介護ロボット等やICTを導入した施設・事業所に対し、客観的かつ定量的な指標に基づいて介護ロボット等やICTの導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について、奈良県が指定する期日までに報告する必要があります。
- ⑥全国の障害福祉事業所等における介護ロボット等やICTの導入の参考に資するよう、導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等により公表してください。
- ⑦上記④⑤⑥の報告内容については、奈良県や厚生労働省において、公表する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- ⑧提出においては、書類不備等が無いよう十分確認のうえご提出ください。
- ⑨国要綱の変更等により、記載事項が変更される可能性があります。

【介護ロボット等の導入支援事業】

- ①本事業の対象者は、下記のとおりです。

障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、短期入所事業者、重度障害者包括支援事業者、障害児入所施設事業者

- ②想定される機器の例は、以下のとおりです。なお、利用者の居室におけるプライバシーに配慮されていない監視目的のカメラや、施設・事業所への設置に際し工事を伴う機器、補装具等に相当する機器等は対象外です。また、介護ロボット等のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費も補助対象外とします。

(1) 移乗介護	ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型又は非装着型の機器
(2) 移動支援	障害者の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器
(3) 排泄支援	排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレや排泄のタイミングを予測する装着型のデバイスを活用した排泄誘導機器
(4) 見守り・コミュニケーション支援	センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器やプラットフォーム、コミュニケーションを支援する機器
(5) 入浴支援	ロボット技術を用いて入浴におけるケアや動作を支援する機器
(6) 機能訓練支援	身体機能や生活機能の訓練における各業務（アセスメント・計画作成・訓練実施）を支援する機器
(7) 食事・栄養	食事・栄養管理に関する周辺業務を支援する機器

管理支援	
------	--

- ③ 1施設又は事業所あたりの補助対象額は、下記を上限とします。なお、障害者支援施設事業者等が一つの施設・事業所において、複数の指定を受けている場合は、1施設・事業所として補助上限額を適用するものとします。

(1) 障害者支援施設	1施設あたり 210 万円を上限とします。
(2) グループホーム	1事業所あたり 150 万円を上限とします。
(3) その他事業所	1事業所あたり 120 万円を上限とします。

- ④ 1機器にあたりの上限額は、30 万円を上限とします。ただし、「移乗介護」又は「入浴支援」のいずれかの場面において使用する介護ロボット等については、1機器あたり 100 万円を上限として補助するものとします。

- ⑤ 介護ロボット等を導入する場合には以下の要件に留意してください。

- (1) 導入する介護ロボット等は、電気用品安全法（PSE）認証、S マーク、電磁両立性（EMC）試験等製品レベルでの安全性の認証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。
- (2) 介護ロボット等の導入時には介護従事者の負担が軽減される等、機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制が取られていること。
- (3) 介護ロボット等の導入に際しては、サービス利用者等に対して、介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。

【ICTの導入支援事業】

- ① 本事業の対象者は、下記のとおりです。

(1) ICT機器の導入支援	障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者
(2) AIカメラ等の導入支援	障害福祉サービス事業者等のうち、訪問系サービス事業者（居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、同行援護事業者、行動援護事業者、重度障害者等包括支援事業者）、就労定着支援事業者、一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者を除いた事業者

- ② 補助対象は、以下のとおりです。

(1) 情報端末	タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム
(2) ソフトウェア	開発の際の開発基盤のみは対象外

(3) AIカメラ等	要件に該当する場合に対象とする。(国要綱をよく確認すること)
(4) 通信環境機器等	Wi-Fi ルーターなど
(5) 保守経費等	クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など

- ③ 1施設又は事業所あたりの補助対象額は、100万円を上限とします。
- ④ 障害福祉サービス事業者等がICT導入に伴う補助を受ける(AIカメラ等を導入する場合を除く)ための要件として、ICT導入に伴う補助を希望する障害福祉サービス事業者等を対象に奈良県が開催する、ICT導入に伴う研修会へ参加する必要があります。
- ⑤ 購入を原則とし、リース又はレンタルは補助の対象外とします。
- ⑥ 情報端末については、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアを対象とします。
- ⑦ ソフトウェアの導入を希望する場合は、請求業務等を一通貫(転記等の業務が発生しない)で行うことが可能となっている製品であることが確認できる資料を添付すること。
- ⑧ 通信環境機器等及び保守経費等については、情報端末、ソフトウェア、AIカメラ等の導入に必要なものに限り対象とします。
- ⑨ インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とします。

【介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業】

- ① 本事業の対象者は、下記のとおりです。

(1) 介護テクノロジーのパッケージ型による導入	障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、短期入所事業者、重度障害者包括支援事業者
(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備	障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者

- ② 1施設又は事業所あたりの補助対象額は、1,000万円を上限とします。
- ③ 介護ロボット等とICTを複数組み合わせることで、介護ロボット等やICTを単独で導入するよりも効果が見込まれるような関連性のある機器が対象となります。
- ④ パッケージ型の導入支援を行う場合は、介護ロボット等の1機器あたりの上限額を適用しません。

- ⑤ ICTについては、通信環境機器等及び保守経費等は補助対象外とします。(介護ロボット等において、見守り機器を導入する場合を除く)

奈良県福祉保険部障害福祉課 総務・施設係
担当：繁光 TEL：0742-27-8514